

土壤汚染対策法の改正省令案に対する意見の募集について



中央環境審議会土壤農薬部会の土壤制度小委員会が平成 21 年 7 月 29 日に行われました。ここでは、改正土壤汚染対策法の政省令事項等について取りまとめられ、環境大臣に答申されました。

環境省は、本答申のうち省令に規定すべき事項を、「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案」及び「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令案」の概要とし、これらについて平成 21 年 7 月 29 日～8 月 28 日までの期間で意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

また、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行に合わせ、宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令案についても平成 21 年 8 月 18 日～9 月 16 日までの期間で意見の募集（パブリックコメント）が行われています。

当社では、土壤汚染調査や土壤の分析を行っておりますが、このような法改正の動向についてもいち早く情報を収集して法の施行とともに対応ができるよう努めてまいります。法の改正動向を始め、調査依頼などありましたらお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2009 年 7 月 29 日付 環境省ホームページ
2009 年 8 月 18 日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸